

# 初めに

2014年の5月と6月の議会を終え、任期としては最後の年度が始まりました。今年度は市民文教委員会に所属する事となり、主に教育問題や市民・地域活動の案件を審査する役目を頂くこととなります。

そんな中、6月議会で「学生に自衛隊への職場体験をさせないで」という陳情の審査が付託されました。しかし、陳情の趣旨本文には「何故、職場体験がいけないのか」が一言も書いてありません。これでは、単なる職業の否定になってしまいます。

3.11をはじめ自衛隊の活躍は周知のとおりです。また、職場体験の内容もロープワークなど、戦争につながるものではありませんでした。

憲法9条の上でも「自衛権はある」と誰もが知っています。私自身は、憲法の制定過程から「自衛のためにある自衛隊」も違憲ではないと考えています。(興味がある方は「ケーディス民政局次長の修正」や「芦田修正」を調べてみてください)

平和・非戦の想いは尊重されるべきですが、今現在自衛官として職務を全うされている方々の想いやその家族の気持ちも慮って欲しいと思います。

職業に貴賤なし。そして、人の心にある貴賤(良心)に問いたい。

自衛隊への職場体験の否定という方法は間違っていないか、と。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



## 議場の野次について

### 【発端】

6月18日、東京都議会で塩村あやか都議の一般質問中に、他の議員から「お前が結婚すればいい」「自分が産んでから言え」などと野次があり、その仲間議員らで大笑いしていたと大きく報道されました。

### 【東京都議会の対応】

20日、塩村都議から「野次発言者の特定と処分」を求められた議長(野次発言をした議員と同じ会派所属)は、これを不受理とした。

23日、鈴木都議が一部を認め謝罪。しかし、他の問題発言者は名乗り出ず。

一部で、「野次は議会の花」だと擁護する声も聞かれます。塩村都議自身も「政策の野次なら良い」と発言をしました。

？ ？ ？

しかし、私はそもそも議場で野次ること自体、どうなのかと思います。

傍聴規則で一般市民に対して、談論や高笑など野次に類する一切を禁止しているのに、なぜ議員だけが議場の静粛を壊していいのでしょうか？

「他人に厳しく、自らに甘い」そんな議員を誰が信用するのでしょうか。

「子どもは大人の背中を見て育つ」と思えば、なおさら反省・自制すべきです。

# ～ 日本国憲法と集団的自衛権 ～

【「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める請願】が、6月議会に提出されました。

一方、政府が新3要件なる個別自衛権に近い条件を提示した事により、公明党が折れて集団的自衛権の行使容認が閣議決定されるのは時間の問題となっています(6月末時点)。

以下、討論を一部抜粋して、この問題に対する私の態度をお知らせ致します。

昨今の南沙諸島、南シナ海の状況を見る限り、武力による領土拡張を辞さない国があることは明白であり、その国では尖閣諸島はおろか沖縄本島まで日本に領有権はないという主張すら出されています。

このような状況から、集団的自衛権も含めた防衛の話が出てくるのは自然な事です。

しかし、集団的自衛権の行使の歴史を見るとすべて自国の防衛よりも、過剰な内政干渉や軍事介入に都合良く述べられる権利であることは明白です。

ソ連による、チェコスロバキア侵攻や数千人の市民が殺されたハンガリー動乱。

米国による、ベトナム戦争やニカラグアへの軍事攻撃などが、自国への脅威に対する集団的自衛権発動だとして、正当化されてきました。

日本国憲法が必要最低限の軍備及び自衛のための武力行使のみ認めるものとするれば、歴史上行使されてきた集団的自衛権と憲法9条は相いれないものだと分かります。

どうしても、「集団的自衛権」という言葉にこだわりたのであれば、改憲で行う事が筋であります。

中途半端に「拡大解釈だ」として議論から逃げることは、法治国家としての体を失うことを意味します。

一部で安倍総理が「戦争にいくような事は有り得ない」と発言しているから、集団的自衛権を認めても良いじゃないかという意見もありましたが・・・

そもそも憲法は、今の総理だけでなく、将来の総理・権力までも律するものです。

「今の総理がこう言ったから良い」というものではありません。

日本の防衛と共に理想的な国のあり方は、尖閣諸島海域の領海侵犯に対する日本の自制的な(自衛権を発動しない)行動など、その姿勢の是非も含め大いに議論されるべきです。

しかしそれは、立憲主義を否定する解釈改憲によってすべきものではありません。私は本請願に賛同を致します。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき <b>倉橋 英樹</b>	連絡先(携帯) 090-6577-6895 i_do@c.vodafone.ne.jp
住所	愛知県豊川市御津町広石広国49-1	
ホームページ	http://www.saturn.sannet.ne.jp/kura	

オンブズ議員の活動報告

主権者の皆様へ

# 6月定例会 / 一般質問

今回は【障害者福祉タクシー料金助成】と【介護保険事業】の2点について質問をしました。

## 福祉タクシー料金助成について

この助成事業は、一定の要件を満たした障害者手帳を持つ市民が利用でき、チケット利用によってタクシーの初乗り運賃部分が助成される制度です。

ただ、タクシー会社によって初乗り運賃が580円～700円と違う為、チケット金額が決められていません（白紙部分に各タクシー会社が初乗り運賃分の金額を記入）。

また、タクシー協会が独自に運賃から1割引をする制度も存在し、チケットの請求金額は更にバラバラとなります（右表）。

(例)	初乗り運賃	1割引(1メートル時)
A社	700円	630円
B社	680円	610円
C社	600円	540円

そこで、各社の請求実績や請求書類を情報公開してみると・・・

多くの会社が、通常のチケット請求と共に「1メートル時=1割引」のチケット請求も分かるようにしている一方で、単にチケット枚数のみで申請する会社もあり、質問しました。

### (質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
タクシーチケットの金額は?	タクシーの初乗り運賃を助成する20枚つづりのチケットを交付している(最大14000円分)。
利用できるタクシー会社は何社か?	全部で15社あります。
大手タクシー会社の初乗り運賃は700円に改定されているが、他社はどうか?	今後、認可された後の運賃により、請求してくるものと思われま。 (610円や680円の会社など色々あり)
市とは別にタクシー協会が独自に行っている運賃の障害者割引はどのようなものか?	運賃の総額から1割が割引されると認識している。
1メートルで降車した(初乗り700円の会社では630円がタクシー運賃となる)時、チケット金額の取扱いは?	初乗り運賃の1割引(630円)が請求金額となります。市としては、タクシー会社からの請求に応じて、初乗り運賃部分を支払っています。
請求書を見ると1メートル時、1割引にした請求と分かる会社と、チケット枚数しか書かずに請求する会社がある。請求書の形式に決まりはないのか?	利用チケットを添付の上で、請求金額が分かるように各タクシー会社で作成して貰っている。市から細かな指示はしていないが、内訳が不明な書式である場合は、変更又は修正して貰う。
他市の同様サービスのチケット金額(1枚当たり)はどのようなものか?	豊橋市&田原市・・・500円。 新城市・・・700円。蒲郡市・・・680円。
500円券であれば、1メートル時の請求でも、1割引してもしなくても市への請求額は500円となる。民間と行政双方の事務効率化、公平性にもつながるので、提案する。	施策の有様として、コスト軽減に努めることは有意義と思われま。近隣市の現状からも今後、見直しを含め検討したい。

### 【\*追記】

改善にあたっての見直し時期は来年度初めに行うべきであること、さらにチケット単価減額分は枚数を増やすなどして対応されること、などを合わせて提案させて頂きました。

## 税金の使い方を考えよう

## 介護保険事業について

介護保険事業は、今や一大産業となっている。しかし、それを支える保険制度の持続性は？  
市民と行政の皆様はその危機感を共有してもらい、本制度が少しでも持続されるようにとの思いで、質問をしました。

### (質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
私たちが支払う生涯介護保険料(平均)は?	現在、生涯に支払う保険料額は約137万1千円です。今後、保険料は増えていかざるを得ない状況です。
介護保険利用者の自己負担比率と1年間のサービス利用料平均は?	自己負担は1割(9割は保険)です。利用者1人当たり年間、約158万5千円が公費負担されている。
過去3年の介護保険事業費の推移はどのようなものか?	平成22年度・・・83億0,751万円 平成23年度・・・88億2,989万円 平成24年度・・・96億4,077万円(22年度 16%UP)
望まない介護や過剰介護などの発見はどのようにしているか?	県の実地調査に本市も同行している。また、相談窓口の周知が適切に行われているかも確認しています。
介護施設の目標数は？ また、高齢人口のピークアウトも見定めて検討しなければいけないと思うがどうか?	目標数は県の調査・検討を踏まえながら、計画する。平成54年に65歳以上のピークが来ます。様々な状況を踏まえつつ、余剰施設が生まれないようにしたい。
市が保有する稲荷北、音羽デイサービスセンターの利用率は?	稲荷北・・・77.1% (平成25年度) 音羽・・・65.0% (平成25年度)
将来、2施設の複合化・有効利用を考えた時、ハードルはあるか?	建設時の補助金の関係で、国・県と調整が必要です。また、土地の寄付者の意向もあるので、福祉施設の整備に限られます。
例えば、お年寄りとお年寄りの触れ合いが持てる子育て施設はどうか?	子育て関係といったものは選択肢の一つになるので、有効活用ができるよう研究をしていきたい。
2つのデイサービスセンターのサービス内容はどのようなものか?	国の基準によれば、利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持、そして利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければいけない。
孤立感の解消、家族負担の軽減の成果は目に見えるものですが・・・ 「心身機能の向上」が成果として見えない。市の成果目標はないのか?	要介護度が維持または改善されることが望ましいと考えていますが、把握は難しいです。利用者にとって適切なサービスが提供されることを成果目標としています。
介護保険には理念がある。市も理解している。	介護保険サービスの費用は、今後も増大を続けていくことが見込まれている。
ならば、連絡協議会などで提起するなど民間と共に考えていくべきだ。指定管理の報告書もサービスの目的を明記するなど検討して欲しい。	今一度、理念に立ち返って考えて頂くことも必要で、介護保険関係事業者連絡会に投げかけてみたい。報告書も管理者と協議して対応したい。

埼玉県和光市の職員は、「要介護認定を外れることはハッピーなことだ、という意識が市民に浸透している」と言った。

まさに税金を使うことへの目標意識が、官民ともに明確です。本市でも見習っていききたい。